

近畿地方整備局
建設産業第一課

配布
日時

平成30年10月11日
15時30分

資料配布

件 名

建設業法第28条の規定に基づく監督処分を行いました。

概 要

近畿地方整備局は、サンライズ株式会社〔本社：兵庫県南あわじ市広田広田547-2 代表取締役 谷村 克也〕に対して、本日、建設業法に基づく指示処分を行いました。

取 扱 い

配 布 場 所

近畿建設記者クラブ
大手前記者クラブ

問 合 せ 先

国土交通省近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課 課 長 ^{たかぎ}高城（内線6141）
課長補佐 ^{やまもと}山本（内線6144）
電話 06-6942-1141（代 表）
06-6942-1059（夜間直通）

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：サンライズ株式会社
許可：国土交通大臣許可（般-28・29）第24137号
代表者：谷村 克也
主たる営業所：兵庫県南あわじ市広田広田547-2

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

（内容）

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

サンライズ株式会社が元請として請け負った兵庫県洲本市内の太陽光発電システム設置工事のうち、建物屋根で太陽光パネルを取り付ける作業において、平成26年4月11日、下請負人の労働者1名が屋根上から墜落する事故が発生した。

この件について、屋根からの墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに、同屋根に手すり等を設けず、もって請負人の労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、同社及び同社の従業員が労働安全衛生法違反により、また、墜落による危険を防止するため必要な措置を講ずべき業務上の注意義務があるのに怠ったとして、同社の従業員が業務上過失傷害により、平成28年12月28日に洲本簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。